
居住衛生設備規則

規
則

2018年 第1回 一部改正

2018年2月15日 規則 第11号

2018年1月31日 技術委員会 審議

2018年2月7日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は、その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018年2月15日 規則 第11号
居住衛生設備規則の一部を改正する規則

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

2編 検査

1章 通則

1.1 一般

1.1.2 検査の種類

-1.を次のように改める。

-1. 検査の種類は次の(1)から~~(5)~~(6)に示すとおりとする。以下本章において(2), (3)及び(4)を定期的検査という。

- (1) 登録検査
- (2) 年次検査
- (3) 中間検査
- (4) 定期検査
- (5) 臨時検査
- (6) 不定期検査

1.1.3 検査の実施及び時期*

-7.として次の1項を加える。

-7. 不定期検査

不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては、おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は、2018年2月15日から施行する。